

第3部

施策一覧

第1章	
特許における取組	220
第2章	
意匠における取組	226
第3章	
商標における取組	229
第4章	
審判における取組	231
第5章	
多様なユーザーへの支援・施策等	233
第6章	
人材育成に向けた支援・施策	249
第7章	
グローバルな知的財産環境の整備に向けて	252
第8章	
産業財産権制度の見直しについての取組	261



第1章 特許における取組

1. 審査の迅速性を堅持するための取組

(1) 登録調査機関による先行技術文献調査の実施

審査官が行う先行技術文献調査の一部を登録調査機関へ外注することで、先行技術文献調査の質の向上と審査の迅速化の両立を図る施策。

- 2024年度は、先行技術文献調査の総件数13.1万件のうち、8.5万件で英語特許文献検索、1.7万件で中韓語特許文献検索、4千件で独語特許文献検索を実施。
- 登録調査機関の数は、2025年4月1日時点で9機関。うち3機関は、出願人からの依頼を受け、出願済かつ未審査請求の特許出願について先行技術調査を行う特定登録調査機関としても登録。

登録調査機関について



https://www.jpo.go.jp/system/patent/gaiyo/sesaku/toroku/touroku_chousa.html

特定登録調査機関制度の利用をお考えの皆様へ



https://www.jpo.go.jp/system/patent/gaiyo/sesaku/toroku/tokutei_toroku_202102.html

(2) 早期審査・スーパー早期審査

一定の要件の下で、出願人からの申請を受けて通常の審査に比べて早く行う審査。

- 2024年の実績は、1-5-1図及び1-5-2図を参照。
- 2024年の早期審査の申請から一次審査通知までの期間は平均2.3か月。
- 2024年のスーパー早期審査の申請から一次審査通知までの期間は平均0.8か月（DO出願については、平均1.2か月）。

特許出願の早期審査・早期審理について



<https://www.jpo.go.jp/system/patent/shinsa/soki/v3souki.html>

スーパー早期審査について



https://www.jpo.go.jp/system/patent/shinsa/soki/super_souki.html

2. 質の高い権利を設定するための取組

(1) 品質管理に関する取組

「特許審査に関する品質ポリシー」及び「特許審査の品質管理に関するマニュアル」の下、世界最高品質の特許審査の実現に向けた取組を実施。

- 品質保証として、審査官同士の協議（2024年度は約2.8万件）、管理職による決裁（通知書等のチェック）を実施。
- 品質検証として、品質監査及びユーザー評価調査（1-5-3図参照）を実施。
- 品質管理に対する外部評価として、審査品質管理小委員会を開催し、同委員会において、2024年度の品質管理の実施体制・実施状況について評価。

特許審査の品質管理



<https://www.jpo.go.jp/introduction/hinshitu/shinsa/tokkyo/index.html>

(2) 情報提供制度

特許出願に係る発明について提供された情報を、審査官が有効に活用し迅速性と審査の質を向上。

- 2024年の実績は、1-5-4図を参照。
- 審査官、第三者及び出願人にとってより有益な情報提供とするため、制度の改善策の検討や運用の整理を行い、2025年2月に、制度・手続の詳細や審査官が利用しやすい形式のひな型等を掲載したユーザー向けの「手引」、及び情報提供の際に押さえるべき厳選したポイントを記載した「虎の巻」を公表。

情報提供制度



<https://www.jpo.go.jp/system/patent/shinsa/johotekyo/index.html>

(3) 審査基準等に関する取組

生成AIをはじめとする最先端技術の急速な発展や特許制度の国際的な調和への要請等に応じて、審査基準等の見直しを実施。

- 問合せが多い事例を中心に、発明の新規性喪失の例外規定（特許法第30条）の適用を受けるための手続における「証明する書面」の記載について整理を行い、2024年8月に、メールマガジンや一斉販売により発明が公開された場合の記載例など、実情に合わせた事例を30条に関するユーザー向けマニュアルに追加。

発明の新規性喪失の例外規定の適用を受けるための手続について



https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/patent/hatumei_reigai.html

(4) 先行技術文献調査のための検索インデックス整備

先行技術文献調査は審査の質の維持・向上のための重要な柱の一つであり、そのための基盤である検索インデックスを恒常的に整備することが重要。

- FI、Fタームの優れた分類項目を国際特許分類（IPC）化することなどを目的に、各庁の特許分類の担当者が集う国際会合にて議論。
- 共通の特許分類を用いて日本及び外国の特許文献を一括検索可能とすべく、AIを活用して外国特許文献にFI、Fタームを機械的に付与。
- 2024年度は、約300メイングループのFI分類表を改正し、約43テーマのFタームメンテナンスを実施。

特許分類に関する情報



<https://www.jpo.go.jp/system/patent/gaiyo/bunrui/index.html>

(5) AI関連発明に関する取組

最新のAI関連技術に関する知見や審査事例を蓄積・共有し審査施策を検討する「AI審査支援チーム」を通じ、各審査部門が、担当する技術分野を超えて連携。

- 2024年4月1日付けで、外部有識者による、技術的な研修及び質問対応等を特許審査官に対して行う「AIアドバイザー」を新設。
- AIを活用した創作の特許法上の保護の在り方を検討する上での基礎資料を作成することを目的として2023年度に実施した調査研究の調査結果を2024年4月に公表し、2024年度も引き続き調査研究を実施。

AI関連発明に関する審査環境の整備について



https://www.jpo.go.jp/system/patent/gaiyo/sesaku/ai/ai_shutsugan_seibi.html

AIを活用した創作の特許法上の保護の在り方に関する調査研究



https://www.jpo.go.jp/system/patent/gaiyo/sesaku/ai/ai_protection_chousa.html

外国知的財産制度に関する調査研究（産業財産権制度各国比較調査研究）報告書



https://www.jpo.go.jp/resources/report/takoku/zaisanken_kouhyou.html

(6) 面接

審査官と出願人又はその代理人との間において円滑な意思疎通を図るとともに、審査を効率化することを目的として、審査請求された出願を対象に面接を実施。

- 2024年は、全2,196件を実施（うち、オンライン面接951件、出張面接152件）。

面接について



<https://www.jpo.go.jp/system/patent/shinsa/mensetu/index.html>

(7) 事業戦略対応まとめ審査

複数の知的財産（特許・意匠・商標）を対象として、各分野横断的に事業展開の時期に合わせて審査・権利化を行う施策。

- 2024年は、23件実施（対象とされた特許出願は195件、意匠出願は27件、商標出願は3件）。

事業戦略対応まとめ審査について



https://www.jpo.go.jp/system/patent/shinsa/general/matome_sinsa.html

(8) 原出願が審判係属中の分割出願に対する審査中止の運用

2023年4月から、分割出願のうち、原出願の拒絶査定後、拒絶査定不服審判請求に合わせて出願されたものであって、申請がされた案件について、特許法第54条第1項を適用し、原出願の前置審査において出願人に特許査定の際本が送達される又は審判の結果が判明するまで当該分割出願の審査を中止する運用を開始。

- 2024年は、3,553件の審査を中止。

原出願が審判係属中の分割出願に対する審査中止の運用について



https://www.jpo.go.jp/system/patent/shinsa/general/bunkatu-shutugan_chushi.html

3. 国際的な連携・協力に向けた取組

(1) 特許審査ハイウェイ (PPH)

第一庁（出願人が最先に特許出願をした庁）で特許可能と判断された出願について、第一庁とこの取組を実施している第二庁において、簡易な手続での早期審査を可能とする枠組み。これにより、他庁の先行技術文献調査結果・審査結果の利用を促進し、複数の国・地域での安定した強い特許権の効率的な取得を支援。

- 2025年3月時点で、56庁でPPHを実施。我が国特許庁は44庁とPPHを実施。
- PPH申請件数及びPPH実施庁毎に利用可能なPPH種別等は、1-5-6及び1-5-7図を参照。

特許審査ハイウェイ (PPH) について



<https://www.jpo.go.jp/system/patent/shinsa/soki/pph/index.html>

(2) 特許審査ハイウェイ・プラス (PPHプラス)

日本国特許庁で特許付与された出願と同内容の対象国での特許出願について、日本国特許庁の審査結果を活用することで、早期の権利取得を可能とする枠組み。

- 2025年3月時点ではブルネイ知的財産庁との間でのみ実施。

特許審査ハイウェイ・プラス (PPHプラス) ガイドラインについて



https://www.jpo.go.jp/news/kokusai/kyoryoku/pph_plus_guideline.html

(3) 特許の付与円滑化に関する協力 (CPG)

日本国特許庁で特許付与された出願と同内容の対象国での特許出願について、実質的に無審査で早期に特許が付与される枠組み。

- 2025年3月時点ではカンボジア工業科学イノベーション省、ラオス知的財産局との間で実施。

特許の付与円滑化に関する協力 (CPG) について



<https://www.jpo.go.jp/news/kokusai/kyoryoku/cpg.html>

(4) 日米協働調査試行プログラム

日米両国に特許出願した発明について、日米の特許審査官がそれぞれ先行技術文献調査を実施し、その調査結果及び見解を共有した後に、それぞれの特許審査官が最初の審査結果を送付する取組。

- 2020年11月から2年間の第3期試行プログラムを開始。試行は2年間延長されたのち、2024年10月をもって終了。

日米協働調査試行プログラムについて



<https://www.jpo.go.jp/system/patent/shinsa/general/nichibei.html>

(5) 審査官協議・審査実務指導

日本企業の新興国等へのグローバルな事業展開を支援するため、各国特許庁の審査官との協議、および国際研修指導教官による新興国審査官への研修（審査実務指導）を行う取組。

- 2024年度は、日本国特許庁の延べ24名の審査官が対面での審査官協議に参加。
- 2024年度は、日本国特許庁の延べ12名の国際研修指導教官等が約300名のASEAN諸国を含む海外の審査官に対して研修を提供。国際研修指導教官は、産業財産権人材育成協力事業（JPO/IPR研修等）においても研修を提供。

国際研修指導教官による研修提供



https://www.jpo.go.jp/news/kokusai/developing/gpa_training/index.html

(6) PCT国際出願の国際調査の管轄

日本国特許庁は、国際調査機関として、海外で受理されたPCT国際出願についても国際調査報告を作成できるよう、アジア新興国等を中心に管轄国を拡大。ASEANにおいてPCTに加盟している9か国、米国、インド、韓国、サウジアラビア及びウルグアイの国民又は居住者によるPCT国際出願に対し、出願人が国際調査機関として日本国特許庁を選択した場合、国際調査報告を作成。

日本国特許庁によるPCT国際調査・予備審査の管轄拡大



https://www.jpo.go.jp/system/patent/pct/chosa-shinsa/pct_isa_ipea.html

4. その他の取組

(1) 特許出願技術動向調査

市場創出・拡大が見込まれる最先端技術テーマについて、日本の強み・課題等を特許情報等に基づいて調査。

- 2024年度は、「ペロブスカイト太陽電池」、「偏光板」、「可燃性冷媒を用いたシステム」、「mRNA医薬」、「メタバース時代に向けた音声・音楽処理」を調査。
- 各国・地域における全体的な特許出願動向の調査として「特許マクロ調査」を実施。

特許出願技術動向調査



<https://www.jpo.go.jp/resources/report/gidou-houkoku/tokkyo/index.html>

(2) グリーン・トランスフォーメーション技術区分表（Green Transformation Technologies Inventory ; GXTI）

特許庁では、審査官の知見を活用することにより、2022年6月に、グリーン・トランスフォーメーション（GX）技術に関する特許情報を簡単に分析できるよう、GX技術を俯瞰する技術区分表（GXTI）と各技術区分に対応する特許検索式を世界に先駆けて作成・公表。

各企業におけるGXに関する取組のグローバルな発信等にGXTIを用いた特許分析が活用されることを想定。

2023年5月にGXTIに基づく特許情報分析の結果を公表。

グリーン・トランスフォーメーション技術区分表（GXTI）



<https://www.jpo.go.jp/resources/statistics/gxti.html>

GXTI技術区分表



https://www.jpo.go.jp/resources/statistics/gxti-gaiyo.html#gxti_kubunhyou

- 2025年2月にGXに関する技術を俯瞰するためのGX技術区分表に基づく検索を、特許庁HPから簡便に実施する機能を公表。

(3) 特許出願の非公開制度

「経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律」に基づく特許出願の非公開制度において、特許庁は、政令で指定された特定技術分野等に属する発明が記載されている出願を選別して内閣総理大臣（内閣府）に送付する第一次審査を実施（日本国内でした特定技術分野等に属する発明は、日本への第一国出願が義務付けられるため、日本に出願せずに外国出願することは禁止）。

内閣府では特許庁から送付された出願に対して保全審査を行い保全指定の要否を判断し、特許庁では、保全審査中及び保全指定中の出願の出願公開及び査定（特許査定、拒絶査定）を留保（出願審査請求がされれば査定の直前までは、特許審査を進めることは可能）。

外国出願禁止の事前確認（日本へ出願せずに外国出願しようとする者が、外国出願禁止の対象であるか判断に迷う場合に特許庁長官に確認する手続）も実施。

- 2024年5月から、制度の運用を開始した。
- 特許庁は、内閣府と連携して、制度概要、手続の流れ、外国出願に関する留意事項などについて、事業者などが制度に対する理解を促進できるよう、広報活動や情報提供を実施。特に、2024年9月に、解説漫画「漫画で分かる特許出願非公開制度のポイント」を公開。
- 政府は、2025年1月に、同時に発効する国際特許分類の改正に伴う、特定技術分野に係る国際特許分類記号を変更する施行令の一部を改正する政令（特定技術分野の範囲に実質的な変更はない）を施行。

特許出願非公開制度について



<https://www.jpo.go.jp/system/patent/shutugan/hikokai/index.html>

解説漫画「漫画で分かる特許出願非公開制度のポイント」



https://www.jpo.go.jp/system/patent/shutugan/hikokai/comic_hikokai.html

第2章

意匠における取組

1. 意匠の早期権利化ニーズに応えるための取組

(1) 早期審査

一定の要件の下で、出願人からの申請を受けて通常の審査に比べて早く行う審査。

- 申請件数は1-5-8図を参照。
- 模倣品対応のための早期審査については、申出から原則1か月以内に一次審査結果を通知する運用を実施。2024年の申出実績は13件。
- 2024年の早期審査の申出から一次審査通知までの期間は平均2.1か月。

早期審査について



<https://www.jpo.go.jp/system/design/shinsa/soki/index.html>

2. 質の高い権利を設定するための取組

(1) 品質管理に関する取組

「意匠審査に関する品質ポリシー」及び「意匠審査の品質管理に関するマニュアル」の下、世界最高品質の意匠審査の実現に向けた取組を実施。

- 品質保証として、審査官同士の協議（管理職との協議も含む）、管理職による決裁（通知書等のチェック）を実施。
- 品質検証として、品質監査及びユーザー評価調査（1-5-9図参照）を実施。
- 品質管理に対する外部評価として、審査品質管理小委員会を開催し、同委員会において、2024年度の品質管理の実施体制・実施状況について評価。

意匠審査の品質管理



<https://www.jpo.go.jp/introduction/hinshitu/shinsa/isho/index.html>

(2) 意匠審査基準等に関する取組

令和5年度に改訂した意匠審査基準等に関して、庁内外で周知を実施。

- 令和5年の意匠法改正に則した、意匠の新規性喪失の例外適用手続緩和等に係る「意匠審査基準」、「意匠審査便覧」及び「意匠の新規性喪失の例外規定についてのQ&A集」、並びに令和5年度に公表した「仮想空間において用いられる画像の意匠登録出願に関するガイドブック」等に関して、庁内職員向け研修、新興国審査官向け研修及び実務者向け意匠制度説明会等を実施し、庁内外で周知。
- 意匠登録出願の願書作成時の参考となるよう、「意匠登録出願の願書及び図面等の記載の手引き」の別添である、特許庁HPで公開し

意匠の新規性喪失の例外規定についてのQ&A集



<https://www.jpo.go.jp/system/design/shutugan/tetuzuki/ishou-reigai-tsudoku/document/index/ishou-reigai-qa24.pdf>

仮想空間において用いられる画像の意匠登録出願に関するガイドブック



<https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guide/line/design/kaso-gazo-gu/idebook.html>

ている「意匠に係る物品の例」表について、公開から約4年が経過したことを踏まえ、近年の意匠登録実績に応じた物品名の追加・削除や古い表記の見直しを実施。

(3) 先行意匠調査のための基盤整備

先行意匠調査は、審査の質の維持・向上のための重要な柱の一つであり、そのための基盤を恒常的に整備することが重要。

具体的には、意匠審査における新規性及び創作性の判断のため、国内外の雑誌、カタログ、インターネット等から新規な意匠の情報を抽出して電子化し、意匠公知資料として整備。特に近年は、新保護領域である画像、建築物及び内装の資料整備に注力。また、迅速・的確な先行意匠調査のための有効な検索キーである日本意匠分類や、分類定義カードのメンテナンスを実施。

- 2024年度は、公知資料化する外国意匠公報への日本意匠分類の付与効率を高めるため、AI技術を活用した分類付与を部分的に開始。

(4) 面接

審査官と出願人又はその代理人との間において円滑な意思疎通を図るとともに、審査を効率化することを目的として、面接を実施。

- 2024年は、全132件を実施（うち、オンライン面接47件、出張面接4件）。

面接ガイドライン【意匠審査編】



https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guide/line/design/mensetu_guide_isyou.html

3. その他の取組

(1) 意匠制度の普及啓発に関する取組

意匠制度の普及啓発を目的として、様々な取組を実施。

- 海外の意匠制度ユーザーに向けて、日本の意匠制度の特徴や近年の法令改正、日本の意匠出願手続においてユーザーが特に間違いやすいポイントについて解説した英語のガイドブック“Your Key to Success: for Obtaining a Design Right in Japan”について、2024年11月に日本語訳版・中国語訳版を発行。特許庁HPにも掲載。
- 令和元年意匠法改正に関する情報を集約した「令和元年改正意匠法改正特設サイト」他、特許庁内外のウェブサイトにおいて、制度概要、権利の活用方法、出願動向等に関する情報を随時発信。

“Your Key to Success: for Obtaining a Design Right in Japan”の発行について



https://www.jpo.go.jp/system/design/gaiyo/info/your_key_to_success.html

令和元年意匠法改正特設サイト



https://www.jpo.go.jp/system/design/gaiyo/seidogaiyo/isyou_kaisei_2019.html

(2) 意匠出願動向調査

意匠の出願動向を調査し、それらの調査結果を発信。

- 各国・地域における全体的な意匠出願動向の調査として「意匠マクロ調査」を実施。2024年度は、日米欧中韓の意匠登録動向をはじめ、ハーフ協定に基づく意匠の国際登録動向や、グローバル企業の意匠登録動向等を調査。

意匠・商標出願動向調査



https://www.jpo.go.jp/resources/report/gidou-hou-ukoku/isyou_syouhou-hou-ukoku.html#ishou

(3) 意匠公知資料の公開

特許庁が保有する意匠公知資料のうち、利用許諾を得た資料については、企業等の先行意匠調査や意匠権調査及び新たなデザイン開発の参考資料として利用されるよう、J-PlatPat等を通じて広く一般公開。

J-PlatPat



<https://www.j-platpat.inpit.go.jp/d0100>

第3章

商標における取組

1. 商標の早期権利化ニーズに応えるための取組

(1) 商標早期審査

一定の要件の下で、出願人からの申請を受けて通常の審査に比べて早く行う審査。

- 2024年の実績は、1-5-10図及び1-5-11図を参照。
- 2024年の早期審査の申出から一次審査通知までの期間は平均1.7か月。

商標早期審査・早期審理の概要



<https://www.jpo.go.jp/system/trademark/shinsa/soki/shkouhou.html>

2. 質の高い権利を設定するための取組

(1) 品質管理に関する取組

「商標審査に関する品質ポリシー」及び「商標審査の品質管理に関するマニュアル」の下、商標審査の質の維持・向上を図るための取組を実施。

- 品質保証として、審査官同士の協議、管理職による決裁（通知書等のチェック）を実施。
- 品質検証として、品質監査及びユーザー評価調査（1-5-12図参照）を実施。
- 品質管理に対する外部評価として、審査品質管理小委員会を開催し、同委員会において、2024年度の品質管理の実施体制・実施状況について評価。

商標審査の品質管理



<https://www.jpo.go.jp/introduction/hinshitu/shinsa/shohyo/index.html>

(2) 仮想空間に関する指定商品等のガイドラインの策定

近年、仮想空間に関する商標登録出願が増加傾向にあるところ、指定商品・指定役務の記載についての審査運用を明確化するため、2024年3月にガイドラインを公表。

- 仮想空間及び非代替性トークン（NFT）に関する指定商品・指定役務として、採択可能な表示及び不明確な表示を明記。
- 2025年1月、ガイドラインを改訂し、採択可能な表示等を追加。
- 同旨は、商標審査便覧46.02においても公表。

仮想空間及び非代替性トークン（NFT）に関する指定商品・指定役務のガイドライン



https://www.jpo.go.jp/system/trademark/gaiyo/bunrui/kaso_nft_guideline.html

(3) 先行商標調査のための基盤整備

先行商標調査において、商標法に規定する不登録事由（商標法第4条第1項第11号等）に該当する可能性のある商標を漏れなく抽出することは、

審査の質の維持・向上のための重要な柱の一つであり、そのための基盤を恒常的に整備することが重要。

- 2022年度より、機械学習コンペティションの成果物を利用した先行図形商標検索システム（イメージサーチツール）を審査官へ試行提供。また、2023年度には、先行文字商標調査業務へのAI技術の適用可能性について、技術実証を実施。また、当該技術実証で得られた知見を生かし、2024年12月に、AI技術を利用した先行文字商標検索システムの、審査官への試行提供を開始。商標審査の品質の向上に寄与。

3. その他の取組

(1) 地域団体商標制度

地域ブランドをより適切に保護することにより、事業者の信用の維持を図り、競争力の強化と地域経済の活性化を目的として、2006年4月に設立。「地域の名称」と「商品（サービス）名」のみからなる商標が、特定の者の商標として全国的な知名度を獲得するに至っていない場合でも、一定の要件を満たせば、商標登録を受けることが可能。

- 2025年3月末時点の登録状況は、1-5-13図及び1-5-14図を参照。
- 地域団体商標制度のさらなる普及を図るため、東京駅のイベントスペースにて、地域団体商標権者を出店者とした販売会「魅力発見！地域ブランドフェスタ」を、2025年2月28日（金曜日）～3月2日（日曜日）に開催。

地域団体商標制度



<https://www.jpo.go.jp/system/trademark/gaiyo/chidan/index.html>

魅力発見！地域ブランドフェスタ



<https://www.jpo.go.jp/system/trademark/gaiyo/chidan/brand-festa/index.html>

(2) 商標の活用実態に関する調査研究

2023年度産業財産権制度問題調査研究として「商標の活用実態に関する調査研究」を実施し、その成果物として、「事例から学ぶ 商標活用ガイド2024」を作成し、2024年4月に公表。

- ビジネスにおける活用方法や権利化に関するメリットなどを紹介するとともに、商標にまつわる失敗事例を紹介。
- ガイドブックの電子版は特許庁ウェブサイトからダウンロード可能。

事例から学ぶ 商標活用ガイド2024



https://www.jpo.go.jp/support/example/document/trademark_guide2024/guide01.pdf

(3) 商標出願動向調査

商標の出願動向を調査し、それらの調査結果を情報発信している。

- 各国・地域における全体的な商標出願動向の調査として「商標マクロ調査」を実施。
- 2024年度は、76か国（地域）・機関に出願された、商標の直接出願件数をはじめ、各国（地域）・機関を指定した国際登録出願件数や、グローバル企業の出願状況等を調査。

意匠・商標出願動向調査



https://www.jpo.go.jp/resources/report/gidou-ho-ukoku/isyou_syouhou-ho-ukoku.html

第4章

審判における取組

1. 紛争の早期解決・権利の早期取得に向けた取組

(1) 早期審理

拒絶査定不服審判事件について、一定の要件の下で、審判請求人からの申請を受けて通常の審理に比べて早く行う審理。

- 2024年における早期審理の申出件数は特許で163件、意匠で1件、商標で15件。
- 2024年における早期審理の審理期間は特許で平均3.9か月、意匠で平均0.0か月、商標で平均3.2か月。

特許出願の早期審査・早期審理について



<https://www.jpo.go.jp/system/patent/shinsa/soki/v3souki.html>

2. 審理内容の充実にに向けた取組

(1) オンライン口頭審理

「映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法」（オンライン）によって、当事者等が、審判廷に出頭することなく口頭審理の期日における手続を行うもの。

- 2024年度は、45件実施（口頭審理全体の57%）。

オンライン口頭審理・関係資料



https://www.jpo.go.jp/system/trial_appeal/general-koto/online-kankei/shiryu.html

(2) 巡回審判・出張面接・オンライン面接

地方の企業・大学等が審判事件の当事者である場合、当事者の希望に応じて合議体が全国各地に赴き、巡回審判（無効審判の口頭審理）や、出張面接（審理に関して意思疎通を図るための面接）を実施。新型コロナウイルス感染症の影響で出張が困難な場合は、オンライン面接を活用。

- 2024年度は、1件の巡回審判、7件の出張面接を実施。

巡回審判



https://www.jpo.go.jp/system/trial_appeal/general-mensetsu/junkai.html

出張面接審理



https://www.jpo.go.jp/system/trial_appeal/shubetu-kyozetu/tihou-mensetu.html

オンライン面接審理



https://www.jpo.go.jp/system/trial_appeal/general-mensetsu/online-mensetu.html

(3) 審判実務者研究会

審判長・審判官に加えて、企業の知的財産部員、弁理士、弁護士等の実務者が一堂に会して、実例に基づき審決及び判決についての研究を行う「審判実務者研究会」を開催。知的財産高等裁判所及び東京地方裁判所の裁判官もオブザーバー参加。

- 2024年度は、6つの分野（特許4分野、意匠分野及び商標分野）において、①一般的な論点や②個別事例を検討し、その結果を取りまとめた報告書を公表。

審判実務者研究会報告書



https://www.jpo.go.jp/resources/shingikai/kenyukai/sinposei_kentoukai.html

(4) 審判便覧の利便性向上

審判便覧の節ごとに適時の見直しを行うこととし、審判便覧の版表記を廃止。審判便覧のほかの節、法令の条文及び裁判例へのハイパーリンクを審判便覧に設定し、審判便覧の利便性を向上。

審判便覧



https://www.jpo.go.jp/system/trial_appeal/sinpan-binran.html

3. 国際的な連携・協力に向けた取組

(1) 審判部ハイレベル会合等

各国・地域の知的財産庁との審判分野における相互理解を深めるため、情報交換等の国際協力を推進。

- 2024年度は以下の会合等を実施。
- 五庁審判部ハイレベル会合（2024年6月 韓国）。
- 第10回日中審判専門家会合（2024年11月 中国）。
- 第11回日中韓審判専門家会合（2024年11月 中国）。
- 第12回日韓審判専門家会合（2024年12月 日本）。
- 欧州連合知的財産庁との意見交換（2025年2月 オンライン）。

審判分野における国際交流



https://www.jpo.go.jp/system/trial_appeal/info-kokusai/index.html

(2) 国際知財司法シンポジウム（JSIP）

知財司法分野における各国間の相互理解を深めることや、ユーザーへ情報提供すること等を目的として開催。

- 米国及び欧州より審判分野の専門家を招き、各国の審判制度等について議論（2024年10月 日本）。

国際知財司法シンポジウム2024



<https://www.jpo.go.jp/news/kokusai/seminar/chizaishihou-2024.html>

1. スタートアップへの支援

(1) 知財アクセラレーションプログラム (IPAS)

主に創業期（シード・アーリー）のスタートアップを対象に、ビジネスの専門家と知財の専門家からなる知財戦略プロデューサー（ビジネスメンター・知財メンター）のメンタリングチームが、適切なビジネスモデルの構築とビジネス戦略に連動した知財戦略の構築を支援する。成果を発表するフォーラム（Demo-Day）も開催し、スタートアップ支援関係者等とのネットワーキングの場も提供する。

IPAS

<https://www.inpit.go.jp/katsuyo/ipas/index.html>

- 公募を通年受け付けとし、採択タイミングは年2回。
- 2024年度は、採択された18社に対し、5か月間の支援を実施。

(2) ベンチャーキャピタルへの知財専門家派遣プログラム (VC-IPAS)

ベンチャーキャピタル（VC）へ弁理士等の知財専門家を派遣し、VCを通じたスタートアップの知財戦略構築等の支援を行うとともに、VCの知財活用能力の向上を通じたスタートアップ知財エコシステムの構築を目指すもの。

VC-IPAS

<https://ipbase.go.jp/for-vc/>

- 2024年度は、15社のVCに知財専門家を派遣。

(3) IP BASE

スタートアップが「まず見るサイト」、知財専門家と「つながるサイト」を目指した知財ポータルサイト“IP BASE”を運営。ポータルサイトでは、スタートアップ向け知財情報の発信を目的に、インタビュー記事、事例集、交流会イベント、勉強会などの情報発信や知財専門家検索ページを提供。さらには、スタートアップと知財専門家・支援者の交流促進を目的に、勉強会・セミナー等のイベントを開催。その他、知財に関する取組について高く評価されたスタートアップ及びスタートアップ支援者のベストプレイヤーを表彰する「IP BASE AWARD」を開催。

IP BASE

<https://ipbase.go.jp/>

(4) スタートアップ対応スーパー早期審査・面接活用早期審査

スタートアップの「実施関連出願」を対象に、特許審査に関するスタートアップ支援策を実施。

特許審査に関するスタートアップ支援策について

<https://www.jpo.go.jp/system/patent/shinsa/soki/patent-venture-shien.html>

① スタートアップ対応面接活用早期審査

一次審査通知前に面接を行うことにより、スタートアップが戦略的に質

の高い特許を早期に取得できるもの。

- 2024年は、52件実施。

②スタートアップ対応スーパー早期審査

スーパー早期審査のスピードで対応することにより、とにかく早く特許権を取得したいというニーズに応えるもの。

- 2024年は、614件実施。

(5) スタートアップに対するプッシュ型支援 (PASS)

特許庁からスタートアップにアプローチし、特許庁の各種支援施策の活用を促すことで、円滑かつ効果的な権利取得を支援する取組を2024年4月に開始。スタートアップの事業戦略に応じて、スタートアップ対応面接活用早期審査等を活用し、事業に即した権利の取得につながるよう特許審査官が支援。

- 2024年度におけるPASSを契機としたスタートアップ対応面接活用早期審査の申請実績は5件。

(6) スタートアップに対する料金の支援措置

一定の要件を満たすスタートアップは、申請により審査請求料、特許料及び国際出願にかかる手数料の料金負担が3分の1に軽減される。

- 2024年度の実績は、第5章8. を参照。

(7) スタートアップ知財支援窓口

全国のINPIT知財総合支援窓口と連携し、創業期や成長期などのスタートアップや、これからスタートアップを起業したい方を対象に、知財課題の解決等に関する個別支援やセミナーにおける講師派遣要請に、実務経験を有する知財戦略エキスパートが対応。

- 2024年度は、223件の相談対応と他の企業支援機関が主催するセミナーにおいて21回の講演活動を実施。

特許審査においてスタートアップに対するプッシュ型支援 (PASS) を実施します



<https://www.meti.go.jp/press/2023/03/20240308003/20240308003.html>

中小スタートアップ企業（法人・個人事業主）を対象とした減免措置について（2019年4月1日以降に審査請求をした場合）



https://www.jpo.go.jp/system/process/tesuryo/genmen/genmen20190401/02_04.html

国際出願に係る手数料の軽減・支援措置



https://www.jpo.go.jp/system/patent/pct/tesuryo/pct_keigen_shinsei/03.html

スタートアップ知財支援窓口



https://www.inpit.go.jp/katsuyo/ip_startup/index.html

2. 中小企業への支援

(1) 金融機関の取引先企業の価値向上に向けて-知財金融促進事業

中小企業の企業価値向上に向け、中小企業が知財・無形資産を活用した経営戦略を開示することで、金融機関が企業価値を適切に評価して経営支援につなげられるよう、2024年度は中小企業の知財・無形資産分析による現状把握（As-Is）と、自社の将来像を見据えて知財を活用した経営戦略（To-Be）とをまとめた「知財ビジネス報告書」を提供。

また、将来的な自走を見据え、専門家向けセミナーや金融機関・中小企業等に向けた啓発セミナーも併せて実施。

中小企業の強み・こだわりをもっと知り、成長にむけた提案をしましょう！



<https://www.jpo.go.jp/support/chusho/kinyu-katsuyo.html>

(2) IPランドスケープ支援事業

中堅・中小、スタートアップ、大学等を対象に、経営層が持つ経営や事業の課題に対して、市場や事業、知財等の分析を通じた解決策を提案する支援。特許情報分析に加えて市場や事業の分析力を持つ専門家が支援を担い、市場・事業情報、知財情報を活用して、経営層の意思決定に資する分析情報を提供。

IPランドスケープ支援事業



<https://www.inpit.go.jp/katsuyo/ip/index.html>

- 2024年度は、全5回公募について99件の支援を実施。
- 2024年4月に、令和4-5年度事業で得られた知見をまとめた『市場・戦い方・連携相手を見極めるIPランドスケープマニュアル』を公開。

(3) 中小企業におけるデザイン経営の推進・普及啓発

中小企業支援を共通項に、「デザイン経営と知財の普及啓発」及び「商標制度の普及啓発」の2テーマで活動を実施。

中小企業におけるデザイン経営の効果・ニーズに関する調査



https://www.jpo.go.jp/introduction/soshiki/design_keiei/kouka.html

- デザイン経営と知財の普及啓発活動を一層推進するため、「中小企業におけるデザイン経営の効果・ニーズに関する調査」を実施。中小企業がデザイン経営を複数年にわたって実践することで生まれた変化や効果、デザイン経営と知財の関係性について調査した結果を、2025年4月に公表。
- 商標制度の普及啓発活動として、商品やサービスの名前（商標登録されたもの）に込められた経営者の思いや背景にあるストーリーを「わたしのStoryMark」にて紹介。2024年4月から2025年3月までに15本の記事を公開。また、思いを込めたネーミングを体験するワークショップも開催。

わたしのStoryMark



https://www.jpo.go.jp/introduction/soshiki/design_keiei/storymark/index.html

3. 大学等への支援

(1) iAca（大学等の研究成果の社会実装に向けた知財支援事業）

知的財産マネジメントの専門家である知財戦略プロデューサーを大学、高等専門学校、国立試験研究機関に派遣し、研究ステージの初期段階におけるシーズ発掘と出口戦略の策定から、優れたシーズの事業化に向けた産学連携活動まで、シームレスな支援を実施。

iAca（大学等の研究成果の社会実装に向けた知財支援事業）



https://www.inpit.go.jp/katsuyo/ip_academia_haken/index.html

- 2024年度は、計40件（27大学・1国研）の支援を実施。

(2) iNat（競争的研究費による研究成果の社会実装に向けた知財支援事業）

国の公的資金が投入され研究開発プロジェクトを推進する大学、研究開発機関及び技術研究組合ならびにファンディングエージェンシーに対し、知的財産マネジメントの専門家である知財戦略プロデューサーを派遣し、プロジェクトの初期段階より、知財の視点から研究開発成果の社会実装を見据えた戦略の策定及びマネジメントなどの支援を実施。

iNat（競争的研究費による研究成果の社会実装に向けた知財支援事業）



<https://www.inpit.go.jp/katsuyo/ipsupport/index.html>

- 2024年度は、計52件（19大学・12国研・2技術研究組合）の支援を実施。

(3) アカデミア知財支援窓口

全国のINPIT知財総合支援窓口と連携し、大学等における知財のルール策定や産学連携活動等に関する知財課題の解決等に関する個別支援やセミナーにおける講師派遣要請に、実務経験を有する知財戦略エキスパートが対応。

アカデミア知財支援窓口



https://www.inpit.go.jp/katsuyo/ip_academia/index.html

- 2024年度は、242件の相談対応と他の企業支援機関が主催するセミナーにおいて17回の講演活動を実施。

4. 地域における支援体制

(1) 各地域における支援施策

地域における知的財産制度普及等の拠点として、経済産業局等に知的財産室を9か所設置し、地域の産業特性やニーズを踏まえた、特色ある独自の知的財産支援施策を企画・実施。

また、各経済産業局等の管轄地域ごとに地域知的財産戦略本部を設置し、地域知的財産戦略推進計画に基づき、地域における知的財産の普及啓発及び戦略的な知的財産活用のための支援施策を推進。

さらに、地域の先導的な知財の取組を支援する「中小企業知的財産支援事業」を実施。

先導的な地域による知財の取組を支援します「中小企業知的財産支援事業」について



https://www.jpo.go.jp/support/chusho/sien_jigyو.html

(2) INPIT近畿統括本部 (INPIT-KANSAI)

特許庁及びINPITは、2017年7月に「INPIT近畿統括本部 (INPIT-KANSAI)」を開設し、地元自治体や地域の関係機関等と密接に連携し、中堅・中小企業等に対して、きめ細かな知財サービスを提供している。具体的には、知財戦略や営業秘密の管理体制構築等をはじめとした知的財産に関する高度・専門的な支援、セミナーや講習会を通じた情報提供、特許審査官による出張面接・オンライン面接の場の提供及び高度検索用端末による産業財産権情報の提供等を行っている。

近畿統括本部の支援サービス



<https://www.inpit.go.jp/kinki/>

(3) 関西知財戦略支援専門窓口

海外展開やビジネス上の取引における不安要因の解決を手助けするため、近畿地域の各府県に設置している「INPIT知財総合支援窓口」の相談支援担当者と連携して、海外及び国内における「ビジネス・知財総合戦略」に精通している専門家が支援を行っている。

関西知財戦略支援専門窓口について



https://www.inpit.go.jp/kinki/senmon_madoguchi/index.html

(4) 知財経営支援ネットワーク

- 2023年3月、知財経営支援のコアである特許庁、独立行政法人工業所有権情報・研修館 (INPIT)、日本弁理士会と、日本商工会議所による「知財経営支援ネットワーク」を構築するために、4者で共同宣言を発出。本ネットワークを通じて、地域の中小企業・スタートアップへの知財経営支援を強化・充実化し、地域の「稼ぐ力」の向上を後押し。
- 2024年12月、近年問題視されている事業者間の知的財産に係る不適切な取引に対処するための支援体制を強化すべく、「知財経営支援ネットワーク」へ新たに中小企業庁が加わりネットワークを拡充。拡充された「知財経営支援ネットワーク」を通じて、より広く知財取引の実態を把握するとともに、中小企業・小規模事業者や支援機関の「知財経営リテラシー」の向上と、中小企業等が抱える経営相談等に対して知財の観点からも効率的に支援が行えるよう取組中。

特許庁・INPIT及び日本弁理士会は日本商工会議所と連携し、地域の「稼ぐ力」向上に資する知財経営の支援体制を充実化させます！



<https://www.meti.go.jp/press/2022/03/20230324001/20230324001.html>

知財経営支援ネットワークへ新たに中小企業庁が加わり知財に関する支援体制を強化しました



<https://www.meti.go.jp/press/2024/12/20241204001/20241204001.html>

(5) 知財経営支援モデル地域創出事業

- 知財重点支援エリアとして指定された地域において、中小企業等の知財経営支援を強化・充実化及び地域の稼ぐ力を向上させるため、知財経営支援ネットワークと地域支援機関等をつなぐ(ハブとなる)高度な専門的知見を有した人材としての事業プロデューサーを派遣。
- 知財重点支援エリアにおける地域知財経営支援ネットワークの連携強化を図るとともに、その支援ネットワークによる中小企業等への一気通貫の伴走支援を実施。各取組の持続性の向上や事業創出を起点とした好循環により、地域の支援ネットワークの強化と地域企業のイノベーション創出を通じて、持続的な知財活用の促進を目指す

知財経営支援モデル地域創出事業



https://www.jpo.go.jp/support/chusho_boshu_model.html

知財経営支援のモデル地域を創出していくことを目指す。

- 2024年度、青森県、石川県、神戸市で本事業を実施。

(6) 知的財産の保護及び活用に関する連携協定

自治体を巻き込んだ地域支援の更なる強化を目的として、下記の自治体等と「知的財産の保護及び活用に関する連携協定」を締結。

- 石川県内事業者等に対する知的財産の保護及び活用に向けて相互に連携・協力して取り組むため、2023年4月に、特許庁、中部経済産業局、農林水産省輸出・国際局、北陸農政局及び石川県の5者で連携協定を締結。
- 石川県内の地方公共団体職員や中小企業等向けに農林水産省と共同での知財セミナーを開催。
- 地域支援機関や高度専門家等との連携による県内の中小企業等への伴走支援を実施し、人材育成等を通じた知的財産の保護・活用の推進をサポート。
- 福島県内事業者等による知的財産の保護及び活用の一層の強化を図り、福島イノベーション・コースト構想、さらには福島県の復興と地方創生を推進するため、2024年1月に、特許庁、福島県及び公益財団法人福島イノベーション・コースト構想推進機構の3者で連携協定を締結。
- 本協定締結後から震災復興支援早期審査・早期審理の要件緩和やスタートアップに対するプッシュ型支援（PASS）を実施。
- 福島県内での知財意識向上のため、郡山市との共催で知財セミナーを、福島県やイノベーション・コースト構想推進機構職員向けの知財研修を、農水関係の支援者・事業者向けの知財ワークショップ等をそれぞれ1回ずつ実施。
- 広報誌「とっきょ」で県内の4社の好事例を情報発信。
- イノベーション・コースト構想推進機構の各イベント・セミナーに特許庁職員が登壇するなど、知財の普及啓発等をサポート。

石川県と「知的財産の保護及び活用に関する連携協定」を締結しました



<https://www.jpo.go.jp/news/ugoki/202304/2023041701.html>

福島県及び公益財団法人福島イノベーション・コースト構想推進機構と連携協定を締結しました



<https://www.jpo.go.jp/news/ugoki/202401/2024012201.html>

(7) 福島県における知財活動の支援

福島県で活動する事業者などのブランディングの強化や新規産業の創出に向けた知的財産の創出活動を支援。

- 2024年度は、デザイン思考を用いて、福島県内で活動する企業等が抱える知的財産の根本的な課題・ニーズをインタビュー等により抽出し、効果的な支援策の在り方を検討・実施。

5. 海外展開支援

(1) 海外における出願支援

- 外国での権利化を目指す中小企業に対して外国出願費用を助成。

海外出願支援事業



https://www.jpo.go.jp/support/chusho/shien_gaikokusyutugan.html

(2) 海外における知的財産侵害対策

- 模倣品の調査、模倣品業者への対策費用を助成（模倣品対策支援事業）。
- 冒認出願等により現地企業から知的財産侵害で訴えられた場合の対策費用を助成（防衛型侵害対策事業）。
- 海外でブランド名等を悪意の第三者により先取出願された場合の当該商標無効・取消係争費用を助成（冒認商標無効・取消係争支援事業）。

中小企業等海外侵害対策支援事業



https://www.jpo.go.jp/support/chusho/shien_kaigaishingai.html

(3) 海外における知財係争対策

- 海外で現地企業から訴訟を提起された場合等、訴訟にかかる費用を担保する保険制度に加入するための保険料を助成。

海外知財訴訟費用保険に対する補助



https://www.jpo.go.jp/support/chusho/shien_sosyou_hoken.html

(4) 海外権利化支援事業

- 外国での権利化を目指す中小企業、中小スタートアップ、大学等に対して、外国出願費用、中間手続費用を補助。
- 2025年度からINPITへ事業移管された。

INPIT外国出願補助金



<https://www.inpit.go.jp/shien/gaikoku/index.html>

(5) 海外展開知財支援窓口

全国のINPIT知財総合支援窓口と連携し、輸出・eコマース、原材料・部品の調達、組立・製造委託、海外事業拠点の構築等に関する個別相談やセミナーにおける講師派遣要請に、実務経験を有する知財戦略エキスパートが対応。

海外展開知財支援窓口



https://www.inpit.go.jp/katsuyo/gjppd_madoguchi/index.html

- 2024年度は、429件の相談対応と他の企業支援機関が主催するセミナーにおいて27回の講演活動を実施。

6. 知的財産制度の普及啓発活動

(1) つながる特許庁

ビジネスや経営における知的財産の重要性に気付いていない、特に中堅・中小企業をメインターゲットに、全国で普及啓発イベントを開催。開催地域における企業や支援機関等による知的財産の先進的な取組事例を紹介するほか、各分野の第一線で活躍している専門家等を講師に迎え、知的財産の気づきとなる講演やパネルディスカッション、交流会を実施。

「つながる特許庁」について



<https://www.jpo.go.jp/support/chusho/tsunagaru-tokkyocho.html>

- 2024年度は、全国9地域（北海道、岩手県、山梨県、岐阜県、大阪府、島根県、高知県、佐賀県、沖縄県）でハイブリット開催。
- 2024年度の延べ参加者数は、現地参加2,536名、オンライン参加2,665名、合計5,201名。

(2) 知的財産権制度説明会

知的財産制度の普及啓発及び制度の円滑な運用を図り、知的財産の取得・活用を推進し、産業の活性化を図るため、参加者の知見・経験のレベルに応じた「知的財産権制度説明会（初心者向け・実務者向け）」をINPITの学習ツール「IP ePlat」を活用して、オンラインで配信。

知的財産権制度説明会—知的財産権について学べます—



https://www.jpo.go.jp/news/shinchaku/event/seminar/2024_chizai-setsumeikai_beginner.html

- 2024年度は、初心者向け説明会の動画は48,304回、実務者向け説明会の動画は30,972回再生。

(3) 産業財産権専門官

地域の中核となる企業等への支援については、より地域への浸透を意識した取組が必要。そこで、経済産業局や自治体が支援している地域の中核企業をターゲットとする「地域掘り起こし型」等の支援を実施。また、中小企業、金融機関、地方自治体及び支援機関等を対象としたセミナーを行い、知的財産制度及び各種支援施策に関する普及啓発を実施。

産業財産権専門官が中小企業の知財活動を応援します



<https://www.jpo.go.jp/support/chusho/chiteki-zaisan/index.html>

- 2024年度は、中小企業等への支援を計71社に対して実施し、地方自治体や支援機関等を対象としたセミナーの講師等を66件実施。

7. 情報提供による支援

(1) 特許情報プラットフォーム（J-PlatPat）

特許、実用新案、意匠、商標の公報の検索や経過情報の照会等の機能を有する特許情報提供サービス。2025年3月末時点で、日本や海外で発行された特許等の公報約1億8,000万件を、文献番号、分類情報、キーワード等により検索可能。

J-PlatPat



<https://www.j-platpat.inpit.go.jp/>

- 2024年度は、意匠・商標の検索結果表示件数の拡充、検索履歴を使った検索機能の追加、特実検索結果ランキング機能の強化等を実施。

(2) 特許情報取得API

2022年1月より、特許庁の保有する特許情報の更なる活用を促進するため、希望者に対し、APIを利用した特許情報の試行提供を開始。特許情報取得APIは、日本国内の特許、意匠、商標の書誌情報や経過情報、拒絶理由通知書等の書類実体等やワン・ポータル・ドシエ情報の経過情報や書類実体等を提供。

APIを利用した特許情報の試行提供



<https://www.jpo.go.jp/system/laws/sesaku/data/api-provision.html>

(3) 外国特許情報サービス (FOPISE)

J-PlatPatでは照会できないASEAN等の新興国を中心とした海外の特許情報が閲覧できる検索・照会サービス。日本語のユーザーインターフェースを通じて、文献番号、分類情報、キーワード等により検索することや、文献の内容を機械翻訳された日本語で照会することが可能。

- 2025年3月に検索可能文献にサウジアラビア、マレーシア、フィリピンの文献を追加。

API情報提供サイト



<https://ip-data.jpo.go.jp/pages/top.html>

FOPISE



<https://www.foreignsearch2.jpo.go.jp/>

(4) 画像意匠公報検索支援ツール (Graphic Image Park : 通称「GrIP」)

意匠に係る権利調査の負担の軽減のためのサービス「画像意匠公報検索支援ツール (Graphic Image Park : 通称「GrIP」)」を2015年10月1日より提供。

利用者がイメージファイルを入力するだけで、意匠登録になった画像のデザインを調査できるツール。イメージマッチング技術を用いて、機械的な評価が高い（近い）順に蓄積画像を並べ替えることで、画像の調査をする際の効率を高めることが可能。また、専門的な知識を有する者は、日本意匠分類などによる絞り込みを行うことも可能。

Graphic Image Park



<https://www.graphic-image.inpit.go.jp/>

(5) 新興国等知財情報データベース

各国及び地域の知的財産制度に加え、ライセンス実務、模倣品・訴訟対策、誤訳によるトラブル事例等に関する情報も掲載している情報発信ウェブサイト。本データベース内の「アンケート」のページより、情報収集を行うべき国・地域、テーマ等の意見や要望を受付。

- 2025年3月末時点で、アジアを中心に、中東、アフリカ、中南米等について3,700件以上の記事を掲載。

新興国等知財情報データベース



<https://www.globalipdb.inpit.go.jp/>

(6) 特許戦略ポータルサイト

特許庁が保有する情報のうち、国内外での権利化に役立つ情報、技術動向に関する情報、特許情報の活用に関する情報、各種調査やガイドライン等へのリンク集となっているウェブサイト。特許出願・審査請求する際に役立つ情報として、「自己分析用データ」を提供。

- 2025年3月末時点で、「自己分析用データ」の利用企業は約1,500社。

特許戦略ポータルサイト



<https://www.jpo.go.jp/support/general/tokkyo/senryaku/index.html>

(7) 開放特許情報データベース

大学・公的研究機関、企業等が保有する知的財産権で、他者にライセンスする意思のある特許（開放特許）の有効活用により、新たなイノベーション

ンの創出及び技術開発による権利化の支援を行うために、開放特許の情報を提供。

- 2025年3月末時点で、登録件数は17,396件（うち企業：3,255件、大学・TLO：6,453件、公的研究機関等：6,956件）。

開放特許情報データベース

<https://plidb.inpit.go.jp/>



(8) リサーチツール特許データベース

ライフサイエンス分野におけるリサーチツール特許の使用を促進するため、大学・公的研究機関、企業等が保有するリサーチツール特許の情報をデータベース化して提供。

- 2025年3月末時点で、登録件数は110件（うち企業：4件、大学・TLO：90件、公的研究機関等：15件）。

リサーチツール特許データベース

<https://plidb.inpit.go.jp/research/home>



8. 料金面等における支援

(1) 個人・中小企業・大学等を対象とした特許料・審査請求料の減免措置

資力に乏しい個人・中小企業・大学等を対象に、一定の要件を満たすことを条件として、審査請求料及び特許料（第1年分から第10年分）の減免措置を実施。

2019年4月1日以降に審査請求をした案件の減免制度（新減免制度）について



<https://www.jpo.go.jp/system/process/tesuryo/genmen/genmen20190401/index.html>

- 資力に乏しい個人等に対する特許料・審査請求料の免除又は半額軽減措置の2024年度の実績は以下のとおり。
 - ・特許料（第1年分から第10年分）の減免：1,497件
 - ・審査請求料の減免：940件
- 中小企業等に対する特許料・審査請求料の半額軽減措置の2024年度の実績は以下のとおり。
 - ・特許料（第1年分から第10年分）の軽減：52,348件
 - ・審査請求料の軽減：20,593件
- 中小スタートアップ企業・小規模企業等（※）に対する特許料・審査請求料の3分の2又は4分の3軽減措置の2024年度の実績は以下のとおり。※福島復興再生特別措置法の認定福島復興再生計画に基づいて事業を行う中小企業（4分の3軽減）については、現行制度下での活用実績を計上。
 - ・特許料（第1年分から第10年分）の軽減：19,918件
 - ・審査請求料の軽減：11,107件
- 大学等の試験研究機関に対する特許料・審査請求料の半額軽減措置の2024年度の実績は以下のとおり。
 - ・特許料（第1年分から第10年分）の軽減：23,512件
 - ・審査請求料の軽減：9,339件

※各件数はシステムから抽出した旧減免制度（2019年3月31日まで）に審査請求した権利が対象）と新減免制度の件数の合計値。

(2) 中小企業・大学等を対象としたPCT国際出願に係る手数料の軽減支援措置

特許庁が受理したPCT国際出願について、中小企業・大学等を対象に、一定の要件を満たすことを条件として、PCT国際出願に係る送付手数料・調査手数料及び予備審査手数料の軽減措置を実施。また、PCT国際出願に係る手数料のうち、WIPOに対する手数料（国際出願手数料及び取扱手数料）について、支援措置を実施。

国際出願関係手数料に係る軽減・支援措置の申請手続



https://www.jpo.go.jp/system/patent/pct/tesuryo/pct_keigen_shinsei_202401.html

- 中小企業等に対するPCT国際出願に係る手数料の半額軽減・支援措置の2024年度の実績は以下のとおり。
 - ・ 出願時の手数料にかかる軽減・支援：1,989件
 - ・ 予備審査請求時の手数料にかかる軽減・支援：92件
- 中小スタートアップ企業・小規模企業等（※）に対するPCT国際出願に係る手数料の3分の2又は4分の3軽減・支援措置の2024年度の実績は以下のとおり。
 - ※ 福島復興再生特別措置法の認定福島復興再生計画に基づいて事業を行う中小企業（4分の3軽減・支援措置）も含む。
 - ・ 出願時の手数料にかかる軽減・支援：1,828件
 - ・ 予備審査請求時の手数料にかかる軽減・支援：67件
- 大学等の試験研究機関に対するPCT国際出願に係る手数料の半額軽減・支援措置の2024年度の実績は以下のとおり。
 - ・ 出願時の手数料にかかる軽減・支援：2,309件
 - ・ 予備審査請求時の手数料にかかる軽減・支援：196件

9. 相談業務による支援

(1) INPIT知財総合支援窓口

INPITは、中小企業等が抱える様々な経営課題について、自社のアイデア、技術、ブランド、デザインなどの「知的財産」の側面から解決を図る支援窓口として、「INPIT知財総合支援窓口」を47都道府県に設置。

INPIT知財総合支援窓口



<https://chizai-portal.inpit.go.jp/>

- 2024年度の相談件数は、114,993件。

(2) 産業財産権相談窓口

アイデアがあるものの、どのようにすれば権利化できるか分からない、特許等の出願をしたいが手続方法が分からない等の産業財産権の手続に関する相談を、INPITにおいて無料で受付。相談については、窓口、電話、メール、文書（手紙、ファックス）及びオンラインにて可能。

産業財産権相談窓口



https://www.inpit.go.jp/consult/consult_about/index.html

- 2024年度の相談件数は、18,328件。

(3) 知的財産相談・支援ポータルサイト

産業財産権に関する基本的な情報や出願から登録、審判までの手続に必

要となる情報をFAQ形式で提供。これらの情報はキーワードによる検索も可能。また、最も問合せが多い商標については、各種申請様式（様式見本）や記入例等、手続に関する最新の書類をダウンロードすることも可能。なお、同サイトで解決できない質問についてはサイト上（産業財産権相談窓口のページ）の入力フォーム等を通じて直接相談窓口への問合せが可能。

- 2024年度のFAQ閲覧利用件数（産業財産権）は、502,529件。

(4) 電子出願に関する相談支援

ウェブサイト上に開設した「電子出願ソフトサポートサイト」において、申請書類の書き方ガイドやよくあるQ & A等、電子出願に役立つ情報を提供。また、電子出願の具体的な操作方法等について、電子出願ソフトサポートセンターにおいて専門スタッフが相談を受付。

- 2024年度の相談件数は、10,616件。

(5) 営業秘密支援窓口

全国のINPIT知財総合支援窓口と連携し、権利化／秘匿化の知財戦略や秘密情報やその管理ルールの整備に関する個別支援、セミナーにおける講師派遣要請に、実務経験を有する知財戦略エキスパートが対応。

- 2024年度は、267件の相談対応と他の企業支援機関が主催するセミナーにおいて14回の講演活動を実施。

(6) 農林水産業にかかる知的財産の相談体制の強化

農林水産省及び公益社団法人農林水産・食品産業技術振興協会（JATAFF）との相互協力により、各都道府県に設置するINPIT知財総合支援窓口と農林水産省及びJATAFFの相談窓口との連携を図り、INPIT知財総合支援窓口における農林水産分野の知的財産に関する相談体制を整備。

さらに、JATAFFと協力し、一般向けに農業分野の営業秘密に関する講義や、農林水産省主催の普及指導員向け知的財産研修にて、INPITから農業分野における知財ミックスと地域振興策に関する講義を実施するなど、相談及び連携体制を一層強化・促進。

農林水産省や農政局等及び経済産業局等知的財産室と連携し、農林水産分野への積極的な知的財産制度の普及・啓発を実施。

知的財産相談・支援ポータルサイト



<https://faq.inpit.go.jp/>

電子出願ソフトサポートサイト



<https://www.pcinfo.jpo.go.jp/site/>

営業秘密支援窓口



<https://www.inpit.go.jp/katsuyo/tradecret/madoguchi.html>

INPIT知財総合支援窓口



<https://chizai-portal.inpit.go.jp/>

10. 海外出願人への支援

(1) 特許庁サイトでの発信

海外ユーザー向けに、海外ユーザーが利用可能な特許庁の施策情報・最新統計情報等を発信。

- 2024年度は、The JPO Key Featuresを更新。
- 2024年度は、The JPO Quick Readsとして、グローバルな権利化に資する国際協力の取組報告、国際会合の開催報告、特許庁が公表したガイドブックなど、外国ユーザーが利用可能な施策情報を、42回定期的に発信。
- 英語版特許庁公式X及び特許庁公式LinkedInにより、海外向けに情報発信。

The JPO Key Features



<https://www.jpo.go.jp/e/news/keyfeatures/index.html>

The JPO Quick Reads



<https://www.jpo.go.jp/e/news/quickreads/index.html>

The JPO English-language official X



https://x.com/JPO_JPN/

JPO Official LinkedIn



<https://jp.linkedin.com/company/Japan-patent-office>

(2) 意見交換・イベント等での発信

海外出願人との意見交換やイベント等を通じて施策等を発信。

- 2024年度は、海外企業との意見交換を34件実施し、特許庁の審査や施策を発信。
- 国際会議やイベント等において、海外出願人にとって有益な施策を発信。

The JPO invites companies and organizations to participate in our opinion exchange! - Let us know your questions, comments, suggestions, and concerns on Intellectual property (IP) -



<https://www.jpo.go.jp/e/support/general/opinion-exchange.html>

11. 企業と特許庁の意見交換を通じた取組

(1) 2024年度の意見交換会の実績

今後の知的財産権制度や審査施策等に対するニーズを具体的に把握するとともに、ユーザーの戦略的な知的財産活動に資する各種情報を提供するため、個別企業や業界団体との意見交換会を毎年開催。

- 2024年度は、企業の経営者層や知的財産担当者との意見交換を延べ192件程度実施。

意見交換を希望する企業等を募集します！～皆さまのご意見・ご要望・お悩みをお聞かせください！～



<https://www.jpo.go.jp/support/general/opinion-exchange.html>

12. 多様性と包摂性に関する取組

(1) イノベーション創出環境に関する知見の発信

- 2024年度は、イノベーションの創出プロセス等に関する調査研究を実施。知財エコシステム内の企業や大学等の幅広い組織に属する発明者から、イノベーションや発明の創出に寄与する人材の多様性や、多様な人材を組織内に包摂する取組の状況等について調査。イノベーションを創出する知財エコシステムの構築に向けた検討に資するよう、調査結果を基に事例集「人材の多様性・包摂性が効果を発揮する企業等のイノベーション創出環境事例」を作成。

人材の多様性・包摂性が効果を発揮する企業等のイノベーション創出環境事例



https://www.jpo.go.jp/resources/report/sonota/document/zaisanken-sei-domondai/2024_03_jireishu.pdf

(2) ダイバーシティ、エクイティ&インクルージョン (DE&I) に関する取組

特許庁において、組織の多様性や包摂性を追求しながら、職員一人一人が働きがいと働きやすさを感じられる環境の実現に向けた活動を実践。

- DE&Iの活動を活発に行う日本弁理士会及び日本知的財産協会（JIPA）と連携し、各組織でのDE&Iの取組の共有や、3者が連携して進め得るアクションについて議論。また、2025年1月には、3者共催の「知財×女性」に焦点を当てたイベントを開催。
- 特許庁におけるDE&I推進の施策・取組を対外的に周知すべく、対外向けウェブサイト을 随時更新。2025年1月には、特許庁のYouTubeチャンネル「JPOちゅーぶ」にて、世界のDE&Iの取組に関する動画を公開。
- 世界の知財庁・知財機関の間で、メンターとメンティーのパートナーシップを構築し、グローバルなIPネットワークを形成する米国特許商標庁（USPTO）主導の試行プログラム（Global Mentoring Pilot）に参加。外国知財庁のメンターとの意見交換を通じ、DE&Iに関する各国の取組やキャリアの考え方を吸収。

ダイバーシティ、エクイティ&インクルージョンの推進



<https://www.jpo.go.jp/news/diversity/index.html>

13. その他の支援・取組

(1) 知財経営の普及・実践支援

知財戦略構築の専門家等を企業に派遣し、経営における知財・無形資産の位置づけの可視化やそのための体制構築等を行うこと等を通じて、知財経営の普及・実践に必要な事項を調査し、その結果を報告書として公表。

- 2024年度は、調査対象企業4社に対して、経営兼知財コンサルタント、企業開示等のアドバイザー、投資家としての経験を備える専門家からなるチームを派遣し、ステークホルダーとの建設的な対話に資する知財経営の開示の在り方についての議論を通じて、知財・無形資産ガバナンスガイドラインVer.2.0で定められたコミュニケーション・フレームワークに沿った対話及び知財経営の適切な開示を企業に浸透させるために必要な事項を調査。その結果を報告書及び「企業成長の道筋～投資家との対話の質を高める知財・無形資産の開示～」にまとめて公表。

「企業成長の道筋～投資家との対話の質を高める知財・無形資産の開示～」について



https://www.jpo.go.jp/support/example/ip_disclosure_for_stakeholder.html

(2) OIモデル契約書

従来の常識とされていた交渉の落とし所ではない新たな選択肢を提示した、「オープンイノベーション促進のためのモデル契約書（OIモデル契約書）」を公表。

- 2024年度は、グロース戦略においてM&Aを選択する研究開発型スタートアップにとっても「OIモデル契約書」を活用し易くする

オープンイノベーションポータルサイト



<https://www.jpo.go.jp/support/general/open-innovation-portal/index.html>

という観点から「OIモデル契約書（大学・大学発ベンチャー編）」、「OIモデル契約書（新素材編）」、「OIモデル契約書（AI編）」に対して条項及び解説の改訂を実施。

- また、オープンイノベーションを推進していく上でのM&Aの意義とグロース戦略についての考え方をまとめた「ステークホルダー全員参加型グロース戦略のポイントM&Aを活用してディープテック・スタートアップを発展させる！」を作成し公表。

(3) I-OPENプロジェクト

社会課題解決に取り組むスタートアップ企業、非営利法人、個人等のプレーヤーが、知財やビジネスに精通した専門家の伴走支援を受け、知財を活用しながら、社会課題解決を目指すプロジェクト。

I-OPENプロジェクト

<http://www.i-open.go.jp>



- 2024年度は、新たに公募した上記プレーヤー（I-OPENER）に上記伴走支援を提供するとともに、これまでの支援実績を踏まえ、社会課題解決に取り組む際に役立つ知財に関わる知識や支援スキルを検証。それらに関連した情報発信を実施。
- 2025年3月、I-OPENフォーラムを開催し、2024年度のI-OPENER6者への伴走支援に関する成果を発表するとともに動画配信。I-OPENフォーラムでは各I-OPENERが自身の取組を報告するとともに、伴走支援に関わった知財専門家や社会課題解決などの専門家（サポーター）からの助言を共有。また、有識者やサポーターの対話を通じ、社会課題解決に役立つ知財活用の可能性を議論。
- さらに、I-OPENER、サポーター及び有識者が参加するコミュニティ（I-OPEN CAMPSITE）を運営し、勉強会や自立的な事業の連携などを後押しするとともに、地域拠点等との連携を促進。
- 2025年大阪・関西万博で、I-OPENプロジェクトのこれまでの取組を発信するため準備中。

(4) いんぴっとONE

INPITが運営する「いんぴっとONE」では、中小企業、大学、支援機関等を対象に、知財に気付き、理解を深め、互いに交流できる場を提供。セミナー形式で情報発信するとともに、交流会を開催してコミュニティ形成を促進。

いんぴっとONE

<https://inpitone.inpit.go.jp/>



- 2024年度は、2024年12月からセミナーを4回開催。また、交流会を2回開催。
- 2024年度に開催したセミナー及び交流会の延べ参加者数は、現地参加109名、オンライン参加548名、合計657名。
- 2025年3月末時点で、会員数は591名。

14. 特許庁の情報システムにおける取組

(1) 特許庁のシステム開発

庁外ユーザーや庁内職員の利便性向上に向けて、電子出願システムをはじめ、様々な業務に情報システムを導入してきた。今後も、「経済産業省デジタル・ガバメント中長期計画」（2022年10月改定）に基づいてシステム構造の抜本的見直し等のシステム開発を予定。

- 2024年には、特許・実用新案で99.1%、意匠で94.6%、商標で86.8%の電子出願率を達成。
- 2024年3月、特許出願非公開制度に対応するためのシステム対応を完了。
- 2024年4月、発送手続のデジタル化のサービス開始。
- 2025年1月、審判システムを刷新。

「特許庁業務・システム最適化計画」の「経済産業省デジタル・ガバメント中長期計画」への統合について



https://www.jpo.go.jp/system/laws/sesaku/gyomu/system_tougou.html

(2) 特許庁デジタル戦略

現行の「経済産業省デジタル・ガバメント中長期計画」に規定された特許庁業務・システム最適化計画の具体的取組は、2026年9月に予定されている意匠・商標システムの刷新で完了予定であるところ、特許庁では次期のシステム刷新計画を検討中。次期システム刷新においては、より良いユーザー体験・行政サービス提供、業務効率向上等を目指す。

- 今後のシステム刷新に向けた考え方として「特許庁デジタル戦略202X」を策定し2024年11月25日に公表。

特許庁デジタル戦略202Xについて



https://www.jpo.go.jp/system/laws/sesaku/gyomu/jpo_digital_202x.html

(3) 特許庁業務におけるAI技術の活用に向けた取組

「特許庁における人工知能（AI）技術の活用に向けたアクション・プラン（以下、アクション・プラン）」に基づき、特許庁の業務へのAI技術の適用可能性を検証。

- 2023年度までの取組の結果を踏まえアクション・プランを改定し、アクション・プラン（令和6年度改定版）を策定。
- 2024年度は、先行技術調査②（検索手法の高度化）、及び、生成AIの特許行政事務への適用の可能性について技術実証を実施。

特許庁における人工知能（AI）技術の活用に向けたアクション・プランの令和6年度改定版について



https://www.jpo.go.jp/system/laws/sesaku/ai_action_plan/ai_action_plan-fy2024.html

第6章

人材育成に向けた支援・施策

1. 知的財産人材の育成

(1) 知財教材・参考書の普及

知財人材を育成するための知財教材・参考書を作成し、特許庁・INPITウェブサイトでの提供、教材を用いたセミナーの開催などを実施し、普及に取り組んでいる。

- 2025年4月時点で、特許庁ウェブサイトにおいて、16種類の教材を提供。
- 2024年度は、大学及び大学院の学生向けに、知財教育をアントレプレナーシップ教育の一環として行う手法について検討し、アントレプレナーシップ教育の内容に応じ必要と考えられる知財教育の内容について類型化を行うとともに、うち1つの教材を作成。
- 2025年3月時点で、INPITウェブサイトにおいて、生徒・学生・指導者・大学研究者向け各種教材を提供。
- 2024年度は、大学研究者に対して、起業・社会実装前の早い段階からの知財意識・実践的スキルを向上させ、スタートアップ設立・社会実装を促進することを目的として、必要な知財知識を体系的に学べる知財教材「これだけは知っておきたい知財基礎～大学の研究者のために～」をINPITウェブサイトにおいて公開・提供した。
- 2024年度（2024年4月～2025年3月）は、INPITにおいて、知財マネジメント人材育成教材を活用したグループワーク型セミナー「リアルな最新事例で学ぶ！強い経営・次の一手～知って得する知財マネジメント～」を商工会議所、日本弁理士会等と連携し13回実施（うち2回はオンラインにて実施）。
また、日本弁理士会と知財マネジメント人材育成教材の利活用、セミナー講師育成を目的としたセミナーを3回実施（うち1回はオンライン）。

(2) 知財力開発校支援事業

特許庁及びINPITは、「未来の産業人材」である高校及び高等専門学校の学生等を対象に、知的財産の保護や権利の活用についての知識や情意、態度を育む取組を支援。

- 2024年度は、48校を支援校として採択。

知財の教材・参考書



<https://www.jpo.go.jp/resources/report/kyozai/index.html>

アントレプレナーシップ教育の一環として行う知財教育の実施等に関する調査研究報告書



https://www.jpo.go.jp/resources/report/sonota/document/zaisanken-seidomondai/2024_01_zentai.pdf

新たな価値創造の考え方～新規事業の創出プロセスと知的財産の関係を学ぶ～



https://www.jpo.go.jp/resources/report/kyozai/document/creating_new_value/01.pdf

これだけは知っておきたい知財基礎～大学の研究者のために～



<https://www.inpit.go.jp/jinzai/daigaku-kenkyusha/index.html>

知財マネジメント人材育成教材の提供



https://www.inpit.go.jp/jinzai/ipmgmt_material/index.html

知財力開発校支援事業



<https://www.inpit.go.jp/jinzai/educate/chizairyoku/index.html>

(3) パテントコンテスト及びデザインパテントコンテスト

高校生、高等専門学校生、大学生等が創造した発明・デザインの中から特に優れたものを選考・表彰（特許庁、INPIT、文部科学省、日本弁理士会共催、WIPO後援）。表彰された生徒、学生等に対して、応募作品について出願から権利取得まで支援。

- 2024年度は、パテント645件、デザイン791件の応募から、パテント30作品、デザイン27作品を優秀賞として選出。

パテントコンテスト・デザイン
パテントコンテスト



<https://www.inpit.go.jp/patecon/>

(4) 弁理士の育成

弁理士試験及び特定侵害訴訟代理業務試験の実施、弁理士に対する懲戒処分の実施及び日本弁理士会と連携した研修の充実を通じて、弁理士の質の維持・向上に貢献。

- 2024年末時点の弁理士数は11,814人、特許権等の侵害訴訟の代理業務を受任できる弁理士数は3,459人。

弁理士試験



<https://www.jpo.go.jp/news/benrishi/index.html>

(5) 情報通信技術を活用した学習機会の提供

知的財産のeラーニングサイト「IP ePlat」では、知的財産に関する知識・能力などに対するニーズの多様化に応え、イノベーション力や知財を活用したビジネス力、知財マインドの高い人材育成への貢献をすべく、動画コンテンツをより一層充実化。

- 2024年度は、知的財産に関する知識・能力などに対するニーズの多様化に応えるべく、新たに20本の動画コンテンツを開発、配信を実施。

IP ePlat



<https://ipeplat.inpit.go.jp/Elearning/>

(6) 調査業務実施者の育成

INPITでは、特許庁からの先行技術文献調査を請負う登録調査機関で調査を行う調査業務実施者になるための法定研修（工業所有権に関する手続等の特例に関する法律第37条）を実施。精度の高い調査を行う調査業務実施者の育成は、世界最速・最高品質の審査を実現するため極めて重要。本研修の目標は、特許・検索実務に関する基本的知識の体系的な学習の他、実習や検索報告書作成を通じた、調査業務実施者に必要な基礎的能力の修得。

- 2024年度実績 延べ受講者数：346名。

調査業務実施者育成研修（法定
研修）



<https://www.inpit.go.jp/jinzai/kensyu/searcher/index.html>

(7) 海外の知的財産人材育成機関等との連携

INPITでは、海外の知的財産人材育成機関等と連携・協力しており、特に、中国知識産権トレーニングセンター（CIPTC）、韓国の国際知識財産研修院（IIPTI）及びベトナム知的財産研究所（VIPRI）との間では協力覚書を締結し、連携・協力関係を構築。

知財人材育成機関との連携



<https://www.inpit.go.jp/jinzai/suishin/index.html>

- 2024年度は、日中韓人材育成機関長会合をCIPTC主催により、日中人材育成機関会合をINPIT主催により開催。また、カンボジア知財教育セミナーをJETROバンコクらと共催し、スピーカーとしても登壇。

2. 知財功労賞及び内閣総理大臣感謝状

毎年、知的財産権制度の発展及び普及・啓発に貢献のあった個人に対して「知的財産権制度関係功労者表彰」、また、制度を有効に活用し円滑な運営・発展に貢献のあった企業等に対して「知的財産権制度活用優良企業等表彰」として、経済産業大臣表彰及び特許庁長官表彰を実施。2025年度から、農林水産・食品分野において、知的財産権その他の知的財産を効果的に保護・活用し、事業経営の発展に顕著な成果を収めた企業等に農林水産大臣表彰及び輸出・国際局長表彰を、さらに、2025年度に限り、2025年日本国際博覧会（以下、「大阪・関西万博」という。）の開催に際し、知的財産を活用した大阪・関西万博の機運醸成や大阪・関西万博のテーマ「いのち輝く未来社会のデザイン」と親和性が高い取組を行う企業等に対し、大阪・関西万博特別賞を表彰。これらの表彰を合わせて、「知財功労賞」と総称。

また、2025年は専売特許条例（現在の特許法）が公布されてから140周年にあたる節目の年となることから、これを記念し、産業財産権制度の普及・発展に極めて顕著な功労や功績があった企業等、又同制度を活用し、地域経済の発展に極めて顕著な功績があった企業等に対し、「内閣総理大臣感謝状」を贈呈。

- 2025年度は、内閣総理大臣感謝状を企業等6者に贈呈するとともに、経済産業大臣表彰として個人を2名と企業等7者、また特許庁長官表彰として個人5名と企業等14者を表彰。また大阪・関西万博特別賞として企業等3者、農林水産大臣表彰として企業等1者、輸出・国際局長表彰として企業等2者を表彰。

産業財産権制度140周年記念「内閣総理大臣感謝状」の贈呈及び令和7年度「知財功労賞」の表彰について



https://www.jpo.go.jp/news/koho/tizai_koro/2025_tizai_kourou.html

第7章

グローバルな知的財産環境の
整備に向けて

1. 多国間、二国間会合における取組

(1) 五庁 (IP5) 会合

日米欧中韓の知的財産庁によって2007年に創設された枠組み。特許分野における制度運用調和、審査結果の相互利用、審査の質の向上、特許情報サービスの改善等の課題について、長官・副長官レベルの会合のほか、実務者で構成される作業部会等にて継続的に検討を実施。2012年以降、五庁ユーザーともハイレベル及び実務者レベルでの会合を開催し、意見交換を実施。

- 2025年5月、第18回五庁長官会合をCNIPAホストにより中国の天津市で開催。経済の革新的発展を支援するための知財の活用と商業化の促進をテーマに、主に特許のライセンスや知財金融に関する各庁の施策について意見交換を実施。また、同日に開催された五庁長官・ユーザー会合において、当該分野における五庁と五庁ユーザー団体との連携強化について意見交換を実施。さらに、会合後に五庁ウェブサイトにて、昨年の長官会合の成果物である「中小企業の成長促進のための知財の役割」に関するレポートを公開。

五庁 (IP5)



<https://www.jpo.go.jp/news/kokusai/ip5/index.html>

「中小企業の成長促進のための知財の役割」に関するレポート



https://link.epo.org/ip5_role_of_IP_KIPO

(2) 意匠五庁 (ID5) 会合

日米欧中韓の意匠登録出願を扱う知的財産庁によって2015年に創設された枠組み。意匠分野における五庁間の国際協力を推進することを目的として、年二回の定期会合の開催やプロジェクト形式による相互協力を実施。

- 2024年12月、第10回ID5年次会合をJPOホストにより神奈川県箱根町にて開催。既存の10の協力プロジェクトと、JPOが新規提案した「新技術がもたらす意匠制度の課題」プロジェクトを含む2つの新規提案プロジェクトが採択された。ID5ユーザーセッションでは、「デザインを巡る今日的諸相 ～生成AI、インターネット上の侵害等～」をテーマとして各国ユーザー等から講演を実施。

意匠五庁 (ID5)



<https://www.jpo.go.jp/news/kokusai/id5/index.html>

(3) 商標五庁 (TM5) 会合

日米欧中韓の商標登録出願を扱う知的財産庁によって2011年に創設された枠組み。各国企業の商標が世界各国で適切に保護、活用される環境整備を図ることを目的として、年二回の定期会合や各種プロジェクトを通じた五庁間の協力を推進するほか、ユーザーを対象としたイベントも開催。

- 2024年12月、第13回TM5年次会合をJPOホストにより神奈川県箱根町にて開催。人工知能等の新技術や変化する商習慣下における新たな商標の課題に対応するため引き続き協力していく旨確認するとともに、各国の商標手続きの調和や改善、ユーザーへのサービス向上等を目的として実施する15の協力プロジェクトと1つの新規提案プロジェクトについて進捗状況の報告と今後の進め方に関する議論を実施。また、ユーザーを交えたセミナーでは、「悪意の商標出願」をテーマとして各国ユーザー代表者による講演を実施。

商標五庁 (TM5)



<https://www.jpo.go.jp/news/kokusai/tm5/index.html>

(4) 日ASEAN特許庁長官会合

日ASEAN特許庁長官会合は、我が国とASEAN各国の知的財産庁によって2012年に創設された枠組み。年度ごとの日ASEAN知的財産アクションプランの策定・レビューを行い、ASEAN諸国における知的財産権制度や審査手続の透明化及び効率化、知的財産権制度・運用の向上、ユーザーによる知的財産権制度の活用促進、知的財産の普及啓発等を促進するべく協議を実施。

- 2024年9月、第14回日ASEAN特許庁長官会合をブルネイで開催。AI/IoT技術における特許審査の透明性確保と予測可能性の向上、及び誤訳への対応整備の重要性を日ASEAN間で再認識し、日ASEAN知的財産共同声明2024を採択。人材育成や審査業務管理に関する協力の推進を含む、2024年度の日ASEAN知的財産アクションプランに合意。また、東アジア・ASEAN経済研究センター (ERIA) から、ブランディング戦略に係る調査研究と医薬等の注目技術の特許審査に関する調査研究の中間報告を実施。

日ASEAN



<https://www.jpo.go.jp/news/kokusai/nichiasean/index.html>

(5) 日中韓協力

日中韓特許庁間における協力や直面する共通の課題の解決に向けた意見交換を行うことを目的として、2001年より日中韓特許庁長官会合を開催。また、三庁間協力の成果紹介や知財政策の議論の場として2013年より日中韓特許庁シンポジウムを開催。

- 2024年12月に同長官会合及び同シンポジウムをいずれも中国・上海で開催。長官会合では、審判、人材、商標に加え商標シンポジウム、デザインフォーラムについて議論を実施。

日中・日韓・日中韓特許庁長官会合及びシンポジウムを開催しました。また、小野長官が上海国際IPフォーラムにて基調講演を行いました。



<https://www.jpo.go.jp/news/ugoki/202412/2024121303.html>

(6) 三極特許庁長官会合

1983年以来継続する、日米欧三極特許庁による枠組み。実務的な議論を行う場が五庁の枠組みへと移行されて以降は、長官会合及び長官ユーザー会合にて政策的な議論を実施。

- 2024年10月に三極特許庁長官ユーザー会合及び第42回三極特許庁長官会合を東京にて開催。今次会合では、SDGsの目標9「産業と技術革新の基盤をつくろう」をテーマに、知的財産と経営の戦略的統合を特許庁がどう支援するかについて議論。

三極（日米欧）



<https://www.jpo.go.jp/news/kokusai/nichibeiou/index.html>

2. 国際フォーラムにおける取組

(1) 世界知的所有権機関（WIPO）

ジュネーブに本部を置く、知的財産保護に関する国連の専門機関。加盟国数は、我が国を含め193であり、知的財産に関する諸条約の管理、国際出願制度の運用、知的財産に関するルールメイキング、知的財産分野での途上国支援等を実施。

- 2024年には、2つの外交会議が開催され、①知的財産、遺伝資源及び関連する伝統的知識に関するWIPO条約、②リヤド意匠法条約（RDLT）の両条約が採択された。いずれも、20年にわたる交渉が決着したもの。
- 2025年2月、小野長官とダレン・タンWIPO事務局長が会談し、万博において国際フォーラムの開催を通じてWIPO GREENの活用促進に貢献することや、知財活用企業への表彰を行うことについて、認識を共有。また、ジャパン・ファンド（FIT Japan IP Global）を通じたWIPO GREENの取組を今後一層拡充していくことや、WIPO GREENアンバサダープログラムへの協力などについて意見交換を行った。

WIPO



<https://www.jpo.go.jp/news/kokusai/wipo/index.html>

リヤド意匠法条約の採択について



<https://www.jpo.go.jp/news/kokusai/wipo/riyadh-design-law-treaty.html>

武藤大臣と小野長官がタンWIPO事務局長と会談を行いました



<https://www.jpo.go.jp/news/ugoki/202502/2025021402.html>

(2) 特許制度調和に関する先進国会合（B+会合）

47か国の特許庁及び2機関で構成される先進国の枠組み。特許の実体的側面での制度調和に向けて主に新規性喪失の例外（グレースピリオド）、衝突出願（未公開先願）、先使用权、18か月出願公開、秘匿特権について議論を実施。

- 2024年7月、B+全体会合（スイス・ジュネーブ）に参加。各参加ユーザー団体・知財庁から活動報告が行われたほか、B+WG（グループB+内に設けられたワーキンググループ。日本も参加）から今年度の活動報告として、3つのエリア（グレースピリオド、先使用权及び衝突出願）について、既存資料の活用等により特定した選択肢についてのさらなる研究に関する結果報告がなされた。

B+会合



<https://www.jpo.go.jp/news/kokusai/b-plus/index.html>

(3) 世界貿易機関 (WTO)

WTO/TRIPS理事会では、知的財産権の保護に関してWTO加盟国が遵守すべき最低基準（ミニマム・スタンダード）として機能する貿易関連ルールであるTRIPS協定（知的所有権の貿易関連の側面に関する協定）に関し、同協定に基づく義務の遵守状況の審査や、同協定に関する事項についての協議等を実施。

WTO/TRIPS



<https://www.jpo.go.jp/news/kokusai/wto/index.html>

- 2024年4月のTRIPS理事会で、コロンビアから、TRIPS協定第71条1のレビューの実施が提案され、途上国が支持。その後、議長がメンバーと協議を進め、①著作権等からレビューを開始すること、②レビューは、公式会合と連続して開催される非公式会合で主に扱うこと、③レビュー後、事実に基づく報告書を作成しTRIPS理事会において採択すること等を内容とする、レビューの範囲やタイムラインの議長案を作成。しかし、2024年12月のTRIPS理事会で、ブラジルが、議長案には合意できないとし、最終的に合意に至らなかった。2025年3月のTRIPS理事会でも大きな進展はなく、引き続き議論することとなった。

(4) APEC における知的財産権専門家会合 (IPEG)

アジア太平洋地域の21か国・地域（エコノミー）をメンバーとするAPECの知的財産権分野の専門家が集まり、専門的、具体的な検討を行う、貿易投資委員会の公式サブグループ。

APEC/IPEG



<https://www.jpo.go.jp/news/kokusai/apec/index.html>

- 2024年8月の第59回会合では、WIPO GREEN・GXTI、D&I、特許庁におけるAI技術の活用、AI関連技術の審査事例公表、模倣品対策、知財金融、スタートアップ支援等の日本の取組を紹介。
- 2025年3月の第60回会合では、WIPO GREEN・GXTI、DE&I、特許庁におけるAI技術の活用、AI関連技術の審査事例公表等の日本の取組を紹介。

3. 途上国等に対する取組

(1) 世界知的所有権機関（WIPO）や独立行政法人国際協力機構（JICA）と連携した国際協力

① FIT Japan IP Global

WIPOに支出している任意拠出金を基に信託基金「Funds-in-Trust Japan Industrial Property Global」（FIT Japan IP Global）を設置し、様々な取組を通じて、途上国における知的財産制度の整備に向けた支援を実施。

- 1987年の創設以来37年間で、総額約1億スイスフランを拠出し、100か国以上を支援。
- 2024年12月には、FIT Japan IP Globalの成果に関するイベントとして、WIPO本部において、アフリカの女性農業起業家支援、女性先住民族支援、WIPO GREENをテーマとしたパネルディスカッションに加え、各国の特色あふれる物品の商業化事例展示を実施。

世界知的所有権機関（WIPO）や独立行政法人国際協力機構（JICA）と連携した国際協力



https://www.jpo.go.jp/news/kokusai/developing/experts_workshops.html

世界知的所有権機関（WIPO）のイベントにて、ジャパン・ファンドの成果がハイライトされました



<https://www.jpo.go.jp/news/ugoki/202412/2024121302.html>

② 専門家派遣

FIT Japan IP Globalに基づく取組を通じ、途上国における知的財産制度及び運用の整備のため、特許庁職員等を各国の特許庁等へ派遣。また、途上国のPCT、ハーグ協定、マドリッドプロトコルへの加入及び利用を促進するためのセミナーやワークショップへ、特許庁職員を講師として派遣し、我が国が条約加盟国として経験した条約加盟時の対応や運用整備に関する知見を共有。

- 2024年度までに400名以上の専門家を途上国へ派遣。

③ セミナー、ワークショップ等の開催

FIT Japan IP Globalの事業として、知財の活用や知財意識の普及啓発等に関するセミナー、ワークショップ等を実施。また、フェローシッププログラムや知的財産修士プログラムへの支援を通じ、途上国における知的財産制度の発展を担う人材の育成に貢献。

④ 途上国へのIT関連の支援

途上国における知的財産行政を効率化し、我が国企業等のビジネス展開を円滑なものとするべく、我が国からWIPOへの任意拠出金を財源としたFIT Japan IP Global等を活用し、途上国のITインフラ整備を支援。

- 2024年度は、アルゼンチンにおけるフルテキスト化プロジェクトのほか、アフリカ知的財産機関（OAPI）、エクアドル、カンボジア、ザンビア、ジンバブエ、スリランカ、ラオスにおける紙書類の電子化プロジェクトやケニア、ジンバブエ、OAPIにおけるデータ検証プロジェクト等の支援を実施。

⑤技術協力

JICAが実施する事業を通じて、知的財産制度に関する専門家として特許庁職員を途上国に派遣し、知的財産制度の整備や人材育成を支援。

- 2024年4月からJPO職員1名を長期専門家としてベトナム国家知的財産庁へ派遣。特許審査運用向上等に向けた支援を実施。
- 2025年4月からJPO職員1名を長期専門家としてインドネシア知的財産総局へ派遣。特許審査運用向上等に向けた支援を実施。

(2)産業財産権人材育成協力事業

①途上国向け知財研修プログラムの実施

産業財産権人材育成協力事業の取組として、途上国における知的財産権の保護・執行強化、知的財産権の活用及び制度の普及啓発等を推進するため、知的財産関連行政庁、税関、民間企業者等をはじめとした知的財産の専門家の能力向上を目的とした研修プログラムを実施。

- 1996年に事業を開始し2025年3月までの29年間で108か国5地域、8,293名の研修生が研修を修了。
- 2024年度は、16の研修コースを招へい及びオンラインにより実施し、44か国・機関から官民合わせて306名の研修生が研修プログラムを修了。
- 2024年度は、バングラデシュ及びラオスの知財庁からそれぞれ1名ずつ長期研究生を招へい。

2024年度途上国人材育成研修



<https://www.jpo.go.jp/news/kokusai/developing/training/2024/index.html>

②フォローアップセミナーの開催

産業財産権人材育成協力事業の取組として、我が国で研修を受けた者に対する研修成果の持続、研修修了生間の連携を図り、各国国内における知的財産制度の普及啓発を支援することを目的に、我が国特許庁及び現地特許庁、並びに研修修了生で組織された同窓会の主催によるセミナーを開催。

- 2024年度は、マレーシア・ベトナム向けのフォローアップセミナーを現地で開催し、研修修了生をはじめとした196名が参加。

Follow-up Seminars



<https://www.jpo.go.jp/e/news/kokusai/developing/training/followup/index.html>

4. 模倣品問題への対応

(1) 政府模倣品・海賊版対策総合窓口

2004年8月より政府模倣品・海賊版対策総合窓口を設置し、模倣品・海賊版対策に関する政府の一元的な相談窓口として主に権利者からの相談を受付。

政府模倣品・海賊版対策総合窓口



<https://www.jpo.go.jp/support/ipr/index.html>

- 2024年の相談・情報提供の受付件数は、2023年の883件から1,007件へ増加した。このうち、インターネット取引関連の相談・情報提供が802件と、全体の79.6%を占める。

(2) 模倣品対策に必要な情報の収集・提供

海外進出日系企業を支援するため、JETRO海外事務所等に知的財産担当調査員を配置し、現地において調査活動や相談対応を実施。さらに、諸外国別に「模倣被害実態調査」、「模倣対策マニュアル」、「知的財産権侵害判例・事例集」などを作成・公表しているほか、世界各地で真贋判定等のセミナーも開催。加えて、外国における模倣品対策について、組織的・業種横断的な対応をする枠組みとして、国際知的財産保護フォーラム(IIPPF: International Intellectual Property Protection Forum)があり、約300の企業・団体が所属している(2002年設立)ところ、その共通事務経費について、特許庁から委託費(JETRO受託)として支出。また、関係省庁、民間団体と協力し、中国をはじめとする新興国の政府関係機関への申し入れを毎年実施。

諸外国の被害実態・制度運用等調査(官民合同ミッション等支援事業)



<https://www.jpo.go.jp/resources/report/mohohin/shogaikoku.html>

模倣対策マニュアル、知的財産権侵害判例・事例集、冒認関係報告書等



<https://www.jpo.go.jp/news/kokusai/mohohin/manual.html>

(3) 消費者等に対する啓発活動

手口の巧妙化やインターネット上の取引等における被害が増加するなど、模倣品被害はますます複雑化・広範化しており、依然として、模倣品撲滅に向けた啓発活動等を通じて消費者意識の改善を図る必要がある。このような状況を踏まえ、国内消費者向けに知的財産権の重要性や模倣品の弊害を周知する「コピー商品撲滅キャンペーン」を2003年より実施。

コピー商品撲滅キャンペーン



<https://www.jpo.go.jp/news/kokusai/mohohin/campaign/kawanzo/>

- 2024年度は新たに地理総合、家庭科でモデル授業を実施し、啓発授業向けウェブサイトを更新。全国の教師が知的財産権侵害防止授業を実践しやすいよう、「授業展開例」、「授業用スライド」、「授業用ワークシート」を作成のうえ、教師自身でも修正できるかたちで掲載。
- コピー商品撲滅キャンペーンイメージキャラクター「カワンゾちゃん」を使用したSNSアカウントを開設(模倣品販売の手口及び模倣品の危険性を消費者に伝えることを強化)。

5. グローバルなIT化に向けた取組

(1) 優先権書類の電子的交換

優先権書類を特許庁間で電子的に交換し、出願人による紙書類の提出を省略する取組を推進。現在、WIPO の「デジタルアクセスサービス (DAS)」を利用する特許庁との間で実施するもの及び日本特許庁と台湾智慧財産局との間で実施するもの（二庁間PDX）の2つの手段により利用可能。

- 2024年度には、提供庁として、ベルギー（特許）、ペルー（特許、実用、意匠）、ドイツ（特許、実用）がDASの運用を開始。また、取得庁として、ペルー（特許、実用、意匠）、カンボジア（特許、実用、意匠）がDASの運用を開始。2025年3月時点で、45の国・機関がDASに参加。

優先権書類の提出省略について
（優先権書類の特許庁間における電子的交換について）



<https://www.jpo.go.jp/system/process/shutugan/yusen/das/index.html>

(2) グローバル・ドシエ

各国の特許出願の手续や審査に関連する情報（ドシエ情報）の共有や、ITを活用した新たな共通サービスの実現を目指す「グローバル・ドシエ構想」の下、五庁は、五庁が開発したドシエ情報を一括して参照可能なシステム「ワン・ポータル・ドシエ（OPD）」と、WIPOが開発したドシエ情報共有システム「WIPO-CASE」とを接続し、グローバルなドシエ情報の共有システムとしてユーザーに提供。

- 2024年度には、キューバがWIPO-CASEの運用を開始。2025年3月時点で、五庁に加えて35の国・機関がWIPO-CASEに参加。

五庁特許出願・審査情報の共有
に向けた取組について



https://www.jpo.go.jp/news/kokusai/ip5/godai_patent_kyouyu.html

各国特許出願・審査情報の一般
ユーザーへの提供について



https://www.jpo.go.jp/news/kokusai/ip5/patent_user.html

(3) WIPO標準に関する取組

WIPO標準委員会にて、公報などの知財データ提供に係る知財庁の役割をWIPO加盟国全体で標準化すべく議論を開始。知財データの更なる活用を通じて国境を越えた技術移転の促進やイノベーション創出に貢献することを目指す。

- 2024年度には、日本はサウジアラビアと共に上記議論の場となるタスクフォースの創設を新規に共同提案し承認された。

WIPO CWS Task Forces



<https://www.wipo.int/en/web/cws/taskforce/index>

6. 経済連携協定を通じた知的財産保護の取組

(1) 交渉中のEPA

我が国は、日・バングラデシュ経済連携協定（EPA）、日GCC（湾岸協力理事会）・EPA、日UAE・EPA等の交渉を実施中。日・バングラデシュEPAは、近年経済が大きく発展しているバングラデシュを相手とするEPAであり、2023年に両国政府間で行われた「あり得べき日・バングラデシュEPAに関する共同研究」の報告書における提言を踏まえ、2024年3月に

交渉開始を決定。以降、交渉会合を重ね、2025年4月に第5回交渉会合を開催。日GCC・EPAは2023年7月に交渉再開が決定し、新たに知財章も含める形で2024年12月に第1回交渉会合を開催。また、日UAE・EPAは2024年9月に交渉開始を決定し、同年11月に第1回交渉会合、2025年2月に第2回交渉会合を開催。

第8章

産業財産権制度の見直しについての取組

1. 制度の検討

(1) 令和6年法改正

- 独立行政法人工業所有権情報・研修館（INPIT）は、中小企業・スタートアップの知財経営支援の中核機関として、情報提供・研修・相談業務などを実施してきたが、さらなるワンストップ知財支援の実現に向け、独立行政法人工業所有権情報・研修館法（INPIT法）を改正し、機能強化を図ることとした。今般のINPIT法の改正法案（法律第45号）は、2024年6月に公布。
- 具体的には、INPITの業務として新たに中小企業等に対する助言・助成業務を追加するほか、INPITの目的規定にも、こうした助言・助成業務を明記することで、今後の INPITの主要業務として位置付け。

新たな事業の創出及び産業への投資を促進するための産業競争力強化法等の一部を改正する法律（令和6年6月7日法律第45号）



https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/hokaisei/sangyozaisan/sangyokyouso-kyoka_r60607.html

2. 産業構造審議会知的財産分科会

(1) 特許制度小委員会

- 2024年度は、11月・1月・3月に小委員会を開催し、DX時代にふさわしい産業財産権制度の構築のため、「国際的な事業活動におけるネットワーク関連発明等の適切な権利保護」及び「AI技術の発達を踏まえた特許制度上の適切な対応」について検討を行うと共に、産業財産権の取得・活用を後押しするため、「DX時代にふさわしい産業財産権手続に関する制度的措置」について検討。

産業構造審議会知的財産分科会
特許制度小委員会



https://www.jpo.go.jp/resources/shingikai/sangyo-kouzou/shousai/tokkyo_shoi/index.html

(2) 意匠制度小委員会

- 2024年度は、12月・2月に小委員会を開催し、DX時代にふさわしい産業財産権制度の構築のため、「仮想空間におけるデザインに関する意匠制度の在り方」及び「生成AI技術の発達を踏まえた意匠制度上の適切な対応」について検討を行うと共に、「意匠法条約を確定し採択するための外交会議の結果」に関して報告。

産業構造審議会知的財産意匠制度小委員会



https://www.jpo.go.jp/resources/shingikai/sangyo-kouzou/shousai/isho_shoi/index.html

(3) 財政点検小委員会

- 2024年度は、5月、11月に小委員会を開催し、決算及び予算の状況や、足下の出願実績等を踏まえた財政状況・今後の見通しについて、外部有識者が点検。また、特許特別会計に関する新たな情報開示物として、「特許特別会計レポート2024年度版」を取りまとめ、2025年2月に公表。

産業構造審議会知的財産分科会
財政点検小委員会



[https://www.jpo.go.jp/
resources/shingikai/
sangyo-kouzou/shousai/
zaiseitenken_shoi/index.
html](https://www.jpo.go.jp/resources/shingikai/sangyo-kouzou/shousai/zaiseitenken_shoi/index.html)

特許特別会計レポート2024年度
版



[https://www.jpo.go.jp/
system/laws/sesaku/
yosan/document/
tokubetukaikai/
tokubetukaiei2024.pdf](https://www.jpo.go.jp/system/laws/sesaku/yosan/document/tokubetukaikai/tokubetukaiei2024.pdf)